

令和8年度

佐倉保育園複合遊具設置工事

特記仕様書

佐倉市こども支援部こども保育課

第1章 総 則

第1条 適用

- ・この特記仕様書は、本工事に関し、受注者が守らなければならない事項を、特に定めたものである。
- ・この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（最新版）・（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- ・この工事の施工に当たっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。ただし、次の項目については、適用しないものとする。

千葉県土木工事共通仕様書

- （1）第1編1章1節4条1項 施工計画書（15）法定休日・所定休日（週休二日の導入）
- （2）第1編1章1節21条4項 工事完成検査（3）週休二日の履行状況
- （3）第1編1章1節22条3項 出来形検査等（3）週休二日の履行状況
- （4）第1編1章1節26条 週休二日の対応
- （5）第3編1章1節6条2項及び3項 「電子納品」についての項目

第2条 施工管理

- ・本工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準及び規格値（最新版）によるものとする。
- ・工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準（最新版）に記載する写真管理基準によるものとする。

第3条 段階確認

- ・受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は工種・細別・確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	施工段階（確認時期）
着工前	遊具設置場所・安全領域確認
材料検査	材料納入時・支給品引渡し時

第4条 工事中の安全確保

- ・工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。
- ・工事用進入路及び工事区域に当たり、一般車また他の工事用車両の通行の妨げ、かつ、安全に注意すること。
- ・工事の施工に際し、埋設物件、占用物件が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
- ・受注者の責により埋設物件、占用物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- ・埋設物件、占用物件等の管理者不明のものがある場合は、監督員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
- ・交通誘導員の配置については監督員と協議しなければならない。また、交通管理者との協議により配置計画について条件が付された場合には、それに準じて交通誘導

員を配置すること。

- ・受注者は、工事現場内の安全を図るため、作業休止期間中及び作業終了後は現場内の点検を行い、園児、保護者及び保育園職員が現場内に立ち入らないようバリケード等で必要な箇所を閉鎖し、安全確保に努めるものとする。

第5条 工事現場管理

- ・本工事は昼間施工とし、登降園時間帯の作業制限や保護者送迎時間帯の車両搬入制限等については、施設管理者及び監督員と協議のうえ決定する。また、他の管理者より施工時間帯等の制約を受けた場合は、それに準じて作業を行うこと。
- ・施工に伴う騒音、振動などにより保育活動に支障を及ぼすおそれがある場合は、監督員及び施設管理者と協議し施工方法及び施工時間帯を調整すること。
- ・受注者は、工事の施工に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (2) さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (3) 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
 - (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - (5) 建設発生土の処理に当たって、下請事業者の利益を不当に害することのないようにすること。また、第三者に被害のないように受注者の責任において十分安全管理をすること。
 - (6) 工事区域、生活道路に、本工事により発生した土砂や廃材等による散乱が無いようにすること。また、清掃の必要性が生じた場合には、受注者の負担により行うものとする。
 - (7) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第6条 安全・訓練等の実施

- ・本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本工事内容等の周知徹底
 - (3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - (4) 本工事における災害対策訓練
 - (5) 本工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

第7条 安全・訓練等に関する施工計画の作成および実施状況の報告

- ・施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。また、それに応じた安全・訓練等の実施状況を報告するものとする。

第8条 工事用資機材等の保管

- ・本工事に用いる工事用資材や建設機械等については、その保管場所を定め監督員に報告するとともに、適正な管理をしなければならない。

第9条 建設機械の使用

- ・本工事において建設機械を使用する際、「排出ガス対策型建設機械指定要領(最新版)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。

第10条 環境対策

- ・受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督員の承諾を得なければならない。
- ・本工事で使用する建設機械は、低騒音、低振動建設機械に認定された機種によるものとし、市関連課に届出するとともに届出書の写しを提出するものとする。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
- ・取壊し材の二次破砕作業を現場内で行ってはならない。
- ・本工事の施工に先立ち、施設管理者と調整のうえ、必要な工事周知を行うこと。

第11条 災害時の協力体制緊急時の諸作業

- ・受注者は、台風、豪雨、地震等により、工事現場内において災害が発生した場合又はその恐れがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。
 - (1) 緊急巡視担当者は2名以上で構成することとする。
 - (2) 緊急巡視担当者は、工事現場の異常を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともにその状況について、監督員に報告するものとする。
 - (3) 緊急巡視にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
 - (4) 緊急巡視中に事故が発生した時は、速やかにその状況を監督員に報告しなければならない。
- ・受注者は、工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立するとともに、被害を最小限に抑えるため、指示があった場合は、緊急時における諸作業を実施する。緊急巡回及び緊急時の諸作業に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により決定するものとする。

第12条 成果品

- ・成果品はボックスコンテナ（クリアタイプ）に入れて納品すること。

第13条 竣工図の作成

- ・受注者は施工完了後、配置図、平面図、立面図を作成し、提出すること。

第14条 工期

- ・工期は雨天、休日等を含んだものとする。なお休日には日曜日・祝日、年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第2章 材 料

第15条 材料の確認

- ・製品については図面に記載してある基準品又は同等品以上とする。同等品とは、規格（形状、材質、大きさ等）・品質等が基準品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とする。
- ・保育園児（3歳から6歳）の利用に適した製品とすること。
- ・材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し確認を受けなければならない。
- ・遊具の塗装等については協議のうえ変更できるものとする。
- ・遊具は、（一社）日本公園施設業協会の総合賠償責任保険加入品とする。
- ・遊具は、（一社）日本公園施設業協会の SP 表示認定企業にて製作すること。
- ・SP 製造表示ラベルの表示を行うこと。
- ・遊具の対象年齢に応じ、年齢表示シールを貼付すること。
- ・遊具は、JPFA-SP-S：2024 に準拠した製品とすること。

第3章 一 般 施 工

第16条 施工計画

- ・標準的な1日当たりの施工工程を施工計画に記載するものとする。
- ・月ごとの履行報告を書面にて、監督員に報告し、工事の遅延が無いよう努めること。

第17条 準備工

- ・現場内は施工前に現地確認を行い、遊具の設置位置及び安全領域が確保できるか等を確認するとともに、園児及び保護者の通行動線並びに保育活動への影響について施設管理者と協議するものとする。

第18条 基礎等の設置

- ・基礎の設置に際しては、メーカー等と協議し、基礎と支柱設置箇所に不一致が出ないよう、現地にて立ち会いを行うなど十分留意し実施すること。

第4章 建設副産物対策

第19条 共通事項

- ・「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス 登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

- ・「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス 登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。
- ・千葉県「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

また、建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督員に提出し確認を受けること。

- ・建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

第20条 建設発生土

- ・本工事により発生する建設発生土は、現場内に敷均しとする。

第21条 建設リサイクル法

- ・本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ・受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「コブリス・プラス」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

- ・建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。
- ・書面の交付は、契約に先立って行うこととする。

第5章 付 則

第22条 CORINS への登録

- ・受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日・日曜日・祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

第6章 施工条件の明示

第23条 施工条件の明示

明示項目	明示事項
工程関係	1. 月間工程を作成し、監督員に提出すると共に、工程管理に留意すること。 2. 履行報告は各月毎に行うこと。
用地関係	1. 工事施工境界については、十分な確認をすること。
公害対策関係	1. 使用重機は低騒音・低振動・排出ガス対策型とする。 2. 使用していない工事用車両のエンジン停止等騒音対策に留意すること。 3. その他特記仕様によること。
安全対策関係	1. 交通誘導員を適切に配置すること。 2. 工事許可区域外の重機の自走を堅く禁ずる。 3. 本工事は昼間施工とする。 4. 異常気象時等は、パトロールを実施すること。 また、異常があった場合には、復旧作業を行うこと。 5. 園児等保育園利用者への安全確保に努めること。 6. 作業員の安全を徹底すること。 7. 道路使用許可条件を厳守のこと。 8. 交通規制を行う場合は、関係機関と協議を行うこと。 9. その他特記仕様によること。
工事用道路関係	1. 仮設道路等として使用した場所については、受注者の責任において原形復旧すること
仮設備関係	1. 資材置場を借地する場合は、受注者の責任において借地すること。また、保安対策に充分留意すること。
残土・産業廃棄物関係	1. 特記仕様によること。
工事支障物件等	1. 各占有物権は各管理者と協議のうえ処理すること。
排水工関係	なし
薬液注入関係	なし
その他	1. CORINSの登録が必要となる。 2. 施工に先立ち、工事内容や規制について近隣住民等に周知に努めること。 3. 複合遊具の基礎設置に際し、基礎と支柱設置箇所に不一致が出ない様、メーカー等と十分に協議を行うこと。

総括表

佐倉市こども支援部こども保育課				工事番号					提出年月日				
課長		班長		設計者		浄書校合							
年度 科目		令和 8 年度		第 3 款 民生費		第 3 項 児童福祉費		第 4 目 保育園費		第 14 節 工事請負費		第 細節	
施設名称		佐倉保育園											
工事名称		佐倉保育園複合遊具設置工事											
工事場所		佐倉市鏑木町198-3地先							工事施工方法		請 負		
									工事日数				
工事費総額				円									
工事価格				円									
消費税相当額				円									

設 計 説 明	【工事概要】 複合遊具設置工 1. 土 工 一 式 2. 基礎砕石工 一 式 3. コンクリート工 一 式 4. 複合遊具設置工 1 基 5. 仮設工 交通誘導警備員 一 式
----------------------------	--

工 事 数 量 総 括 表

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接工事費		式	1			
保育園施設整備事業費		式	1			
複合遊具設置費		式	1			
土 工		式	1			
土 工	小規模 掘削・埋戻し・整地	式	1			
基礎碎石工		式	1			
基礎碎石工	再生碎石 RC-40	式	1			
コンクリート工		式	1			
コンクリート工	基礎コンクリート・均しコンクリート 型枠	式	1			
複合遊具設置工		基	1			
複合遊具設置工	運搬費・組立据付費含む。	基	1			

工 事 数 量 総 括 表

付属 1

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設工		式	1			
仮設工	交通誘導警備員	式	1			
直接工事費計		式	1			
共通仮設		式	1			
共通仮設費(率計上)		式	1			
共通仮設費(率計上)		式	1			
共通仮設費(率計上)		式	1			
純工事費		式	1			
現場管理費		式	1			
工事原価		式	1			
一般管理費等		式	1			

工 事 数 量 総 括 表

付属 2

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
工事価格		式	1			
消費税及び地方消費税相当額		式	1			
工事費計		式	1			